

## 第 55 回 道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成 25 年 10 月 8 日（火） 15:00～17:00

場 所： プレスト 1・7 2階 C・D 会議室

出席者：

（委 員） 河西副会長、太田委員、菊池委員、湯浅委員

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺担当局長、渡辺参事 他

（事務局）

第 55 回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。本日は、大変お忙しいところをご出席ありがとうございます。

前回の委員会におきまして、現在の委員の皆様方の任期である 11 月 5 日までの間に委員会を 2 回開かせていただきたいということで本日開催させていただきました。委員の皆様方には、大変お忙しい時期にも関わらずご出席いただきまして、心より感謝を申し上げます。なお、急な話ではございますが、本日は井上会長が所用によりご欠席ということになりました。この委員会の設置条例の第 7 条第 4 項の規定によりまして、本日の委員会は、河西副会長に代理ということをお願いしたいと思っております。

それでは、河西副会長、よろしく願いいたします。

（河西副会長）

皆様、こんにちは、

本日は、お忙しいところをご足労いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日の議事に入っていきたいと思っております。本日の議事の大まかな流れでございます。まず、この委員会で動向を注視してまいりました国から地方への事務・権限の移譲等について、そして、その後の国の検討状況などを事務局から説明をいただき、情報共有を行った上で、次の議題である分野別審議、整理案への審議と進めてまいりたいと思っております。

本日の委員会に関しましては、17 時を目途に進行を進めていきたいと思っております。

それでは、はじめに事務局から本日の議事に入るにあたりまして、前回の委員会の審議結果について簡単に確認をさせていただきたいと思っております。

皆様、席上配布資料というものが置かれているかと思っております。そちらをご覧になっていただければと思います。

事務局から、国から地方への事務・権限の移譲等について報告がありました。その審議結果というものが、審議結果概要というところに書かれてあるとおりでございます。

まず、国の方では、第 4 回有識者会議において、地方公共団体に移譲する事務・権限について本年末頃までに見直しの方針をとりまとめることというふうに変更になりました。

以前は、7月頃、夏頃までに見直し方針をまとめるということだったのです。それが、半年くらい遅れるという状況です。

このような国の動向を踏まえまして当委員会の委員で議論をした結果、国の方針案が決まるまで我々としては保留にしておこうと考えていた色々な審議に関して、これを解除して、次回答申に向けて検討を進めていくということになりました。

国の方針とは関係なく、我々で別個に検討を再開しようということになっております。そして、もう一つ「議事(2) 道民アイディア新規分の一次整理について」ということで、地域振興分野の道民アイディアの9件について一次整理を行いました。

こちらに関しましては、次の3項目について分野別審議に入るとのこと。そして、他の6項目は、一旦検討を終了するということになりました。

次の3項目というものはどういうものかといいますと、「自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲」に関して、それから、本日審議されます「高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲」に関して、そして、「北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲」についてです。

それぞれ、資料1のNo.4、資料1のNo.5、資料1のNo.6ということで配布資料の中に入っているものです。

こういったことを前回に皆様と審議をさせていただきました。この議論を踏まえまして議論に入っていきたいと思えます。

前回に審議した当面の方針案に関して今までは、国の方針が決まるまでは保留にしておこうというものを解除するという。道民から提案のありました新規分に関して一次整理をして次の議論に進めていくもの。それから、一旦一次整理ということで留めておくものに分けたということ。こちらに関しては、よろしいでしょうか。

それでは、ここから議事に入っていきたいと思えます。

「議事(1)国から地方への事務・権限の移譲等について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

私からは、2議事(1)国から地方への事務・権限の移譲等について簡単に状況報告をさせていただきます。

関係する資料は、資料2-1です。この資料は、これまでの検討委員会でお示ししております国から地方への事務・権限の移譲等に係る経過を時系列に整理したものでございます。

前回の委員会は9月6日でしたので、下から二つ目の平成25年8月29日の第4回地方分権改革有識者会議を開催というところまでご説明させていただきました。

内容につきましては、先程、河西副会長からご確認いただいたとおり、国の第4回有識者会議において当面の答申案が審議され、本年夏頃までに見直し方針を取りまとめることなどが了承されたということでもあります。その際、前回の委員会では、この当面の方針は、

その時点ではあくまで案でありまして、正式には、この後に予定されている第3回の地方分権改革推進本部会議で決定される予定ということで説明をさせていただいたところでございます。

その推進本部の第3回の会議が、前回の提案検討委員会後の9月13日に開催されまして、その場におきまして案どおり、当面の方針が正式決定されたということで、その経過を一番下に追加したものでございます。

簡単に言いますと、正式決定されたという事実関係だけを追記したものでございます。この当面の方針の具体的内容につきましては、資料2-2のとおりであります。前回の委員会でかなり時間をいただきまして説明させていただいております。その時の資料から変更等は一切ございませんので、今回は説明を省略させていただきます。

なお、推進本部の決定の後、先週9月30日に第5回有識者会議が開催されており、そこではこの20年間の地方分権の総括ということがメインテーマでございまして、国から地方への権限移譲に関しましては、新しい議論、新しい指標というものはありませんでした。参考までにご報告させていただきます。

国から地方への事務・権限の移譲等については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

(河西副会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局の説明のとおり、国から地方への事務・権限移譲については、本年末頃をめざし、見直し方針を取りまとめていくことが正式に決定されたということです。

ただ今の事務局からの報告に関して、ご質問・ご意見があればお願いいたします。

国が決定したことに対しての我々の対応ということなので、あまり質問などはないかなとは思いますが。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次に、このような国の方針を踏まえましてこの委員会では、一時保留をしていた検討事項について、これを解除して、次回答申に向けて審議を行ってまいりたいと思っております。

続いて分野別審議に入りたいと思っております。まず、第一次整理などを経た道民アイディア等について答申、さらに国への提案に向けてその是非を検討していきたいと思っております。

ここでは、本日の分野別審議の進め方について説明をさせていただきます。三つの検討項目を一括して審議するのではなく、一項目ずつ審議を進めてまいりたいと考えております。

まずは、事務局から説明をいただき、そしてそれに対する委員の皆様から質疑、意見交換を行って、一定の結論を得てから次の審議に入っていくというような進め方をしていき

たいと思います。

それでは、本日の検討項目の一つ目、「高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲」について説明をお願いいたします。

(事務局)

高層木造建築物の性能評価に係る認定権限について、資料 3 に基づいてご説明をさせていただきます。本日は、私ども道庁の建設部の職員にも来ていただいております。そこで、まず、私からこの認定権限はどういう権限なのかという基本的な事項について説明をいたしまして、引き続き建設部の方から認定の手続きなど詳細についてご説明をさせていただきます。

資料 3 の 1 ページ目でございます。

最初に、高層木造建築物とは、ということで、高さが 13m を超える建築物であること。13m ですので、一般的には三階建て、あるいは四階建て以上の建築物と想定されます。それと、主要構造部に木材を用いていること。主要構造部とは、壁・柱・床・はり・屋根、または階段をいいます。このような場合は、耐火建築物としなければならないということで、建築基準法に規定されております。

次に耐火建築物とは何か、ということで耐火建築物の要件というところに矢印を引っ張っております。その要件としまして二つございます。左側が、「主要構造部を耐火構造とすること」または、「主要構造部を建築基準法施行令第 108 条の 3 に定める技術的基準に適合すること」となっております。

左側の「耐火構造とすること」というのは、こちらが本来のパターンでございます。レギュラーなパターンです。ほとんどの耐火建築物は、こちらに該当します。それに対しまして右側の建築基準法施行令第 108 条の 3 に定める技術的基準というものは、本来のパターンである左側の耐火構造の基準を満たさない場合、施行令 108 条の 3 の基準に適合すればよろしいです、というものであります。いわば例外的なパターンと位置付けられます。

さらに、施行令 108 条の 3 の技術的基準が具体的にどういうものなのかは、下に引いた矢印の部分です。これも、左側の方がレギュラーなパターンです。主要構造部が耐火性能検証法により確かめられたものであること。右側にいきまして、または、耐火性能検証法の基準に相当するものとして国土交通大臣の認定を受けたものであることとございます。左側はレギュラーパターンです。右側は「耐火性能検証法の基準に相当するもの」という言い方をしております。耐火性能検証法により確かめられたものではないけれども、それに相当する基準であればいいですよ、というものでございます。

右側の「耐火性能検証法の基準に相当するもの」というのは、国土交通大臣の認定が必要になります。この国土交通大臣の認定権限というものが、この提案の中で移譲を求めている部分であります。このように提案をされている権限は、耐火構造の認定におきましては、例外の例外といえますか、かなりレアなケースであると考えられます。さらに、国土

交通大臣の認定に当たりまして、矢印の下のほうですけれども、国土交通省では耐火構造の審査を国土交通大臣が指定した性能評価機関というところに委託しております。これは、本来想定しております耐火構造ではないものの審査ですので、より高度で専門的な知識や技術を要するためだと思われまます。

この耐火性能検証法の基準に相当するものに関しまして、指定されている性能評価機関は、現在全国に11あり、そのうち9が東京の法人で、北海道内に指定されている性能評価機関はございません。ということで、この権限を北海道としてどう活用していくのかというところも問題になってくるのですけれども、なお、左側の下の方に矢印を引っ張っておりますが、道総研が性能評価機関としての機能を有しているのは、この部分という書き方をしております。これは、いわゆるノーマルなパターン、耐火構造に関しての性能評価機関として道総研、北海道立総合研究機構が機能を有しているということでございます。

ただし、審査機能があるのは、主要構造部の壁の部分だけであるという状況になっております。

続きまして、資料の2ページ目をご覧ください。

これは、1ページ目の資料により説明しましたことを、大きく二つのパターンにわけて整理した表でございます。左側が、レギュラーなパターンです。耐火構造の認定において本来想定されるパターンでございまして、主要構造部のうち壁のみでございますけれども、道総研が評価することが可能である。こちらのパターンにつきましては、最終的には国土交通大臣の認定を要します。これは、道民提案の中では触れられていない部分です。提案者が提案をされているのは右側の部分です。建築基準法に規定されました耐火構造の基準からは外れますけれども、耐火性能検証法の基準に相当するものとして国土交通大臣の認定を受ける場合、ここの部分が今回提案されている権限でございます。

以上、基本的な部分をご説明させていただきました。引き続き認定の手続きなど、具体の事務内容につきまして建設部から説明をお願いいたします。

(建設部)

私からは、引き続きまして、具体的に高層建築物、高層の木造建築物を建築する方法、それから手続きにつきまして説明をさせていただきます。

お手元の資料の3ページ目になります。高層木造建築物の建築についてという資料です。

まず、法令の基準ということですが、先程の繰り返しになりますけれども、建築基準法では、高さ13mを超える建築物については、主要構造部が鉄筋コンクリート造などの耐火構造であるか、または、政令で定める技術的基準に適合することというふうにされております。

この技術的基準というものはどういうものなのかということです。簡単にいいますと、耐火建築物と同等の性能ということで、建物が火災になった際、火災が終了するまで、消火活動をせず火災が終了するまで火や熱に耐えるということが要求されております。

通常、火災が終了するとなると、1時間以上ということになりますけれども、それまで柱・はりといった主要構造部が有害な損傷なく耐えるということが要求されております。

2 高層木造建築物の建築方法、実際に高層木造建築を建設する方法ということですが、次に記載しております(1)～(3)と大きく三つに分けられております。

まず、(1) 耐火認定部材の使用による建築ということですが、先程の要件で主要構造部が耐火構造であることとされておりますが、この柱・はりといった主要構造部を耐火構造にするという方法になります。建築基準法で耐火構造として例示しているものにつきましては、鉄筋コンクリート造や耐火被覆をした鉄骨造というものがありますけれども、木造については例示されておられません。従いまして、木造の柱・はり等を使う場合には、それらについて耐火構造の大臣認定をとることが必要になります。

現在、この大臣認定を取得している柱の例として、こちらに図を三つ載せております。例えば、燃え止まり型といいますのは、木造の柱の内部に石膏（せっこう）ボードを挟み込んだもの。真ん中の木質ハイブリッド型というのは、集成材の中に鉄骨が入っているもの。力は、その鉄骨が負担するということになります。それから、メンブレン型とあります。これは、木の柱の外側に石膏ボードを、これは二重にして巻いておりますが、こういう不燃材を巻くということです。

いずれも純粋な木造ということではございませんが、これらについては、一時間耐火の大臣認定を受けているということです。

これの手続きについてですが、この大臣認定品を使えば建物を建てる際の建築関係については、通常の建築の確認申請でよいということになります。確認申請に認定部材を使ったことを表記していただきまして、建築主事による審査、それから確認済証の交付という流れになります。

(2) 耐火性能検証法による建築ということですが、耐火性能検証法につきましては、告示で定められておりますが、これに基づいて耐火検証する方法ということですが、この検証方法ですけれども、室内の可燃物の量を想定しまして、そこから火災の継続時間、それから火災の際の室内の温度を推定しまして、火や熱に対して主要構造部が有害な損傷をしないかどうかということを判定することになります。

木造のはりなどに着火してしまう場合は、火災が終了するまで構造は持ちませんので、NGという形になります。この耐火性能検証法により建築した例としまして、下に備考とありますが、あけのベドーム、緩てるはドームといったドーム建築、体育館など、天井の高い大空間の建物となっております。

それで、事務室的な用途につきましては、実質この検証法では不可能と言われております。

大空間での高さの高いはりに木造を使用するという場合、例えば、体育館のような場合ですと、非常に可燃物は少ないということもありまして、火災が発生しても高いところにあるはりまで温度が上がらないで着火しないということになって、そのまま火災は終了す

るということになって、この方法で建てることができるということです。

この耐火性能検証法を使って建築する場合の手続きとしましては、①～④とありますけれども、告示に基づいて評価書を作成し、確認申請書に添付して建築確認を受けるという流れになります。

それから、下の(3)大臣認定による建築ということです。今回の提案になっているものがございます。先程の耐火性能検証法というものが使えないような場合を想定しております。認定の考え方につきましては、耐火性能検証法と同様の考えで、火災が終了するまで火熱に耐えるということを認定することになります。

この建築する手続きとしましては、①～⑦とありますけれども、申請者が性能評価資料を作成して、性能評価機関に評価申請をする。この性能評価機関につきましては、先程も説明がありましたけれども、日本建築センターですとか建材試験センターといった全国に11機関ございます。これにつきましては、道内で指定された機関はございません。

この評価機関では、性能評価委員会などを設置しまして、内容を精査して、耐火構造同等の性能がある場合には評価書を発行するということです。

この評価書を添付しまして、今度は大臣に認定申請をする。大臣が、その評価書の内容を精査して認定する。建築確認におきましては認定書を添付して確認申請をあげるということでございます。

この方法による建築の事例としましては、備考欄にありますとおり、先程の(2)のと同様に、ドーム建築、体育館などの建築物があります。これらにつきましても事務室用途については、実質認定不可能というふうに言われてございます。

それで今回、この大臣認定の権限を道が受けてはどうかというご提案でございますけれども、メリットについて考えますと、手続きについて、性能評価機関は、先程の日本建築センター・建材試験センターといった全国11機関ということでございますが、全て道外の機関となっております。従いまして、仮に道が認定権限を持ったとしても、手続きが道内で完結しないということで、手続きの軽減には繋がっていかないということ。

認定審査の機関については、④に大臣認定が出てきております。大臣認定には、一ヵ月か二ヵ月程度を要すると聞いております。仮に道が権限の移譲を受けたとしても、かなり高度で専門的な内容を審査することになります。

そうしますと、道においても一ヵ月、二ヵ月という日数は必要ではないかと考えております。

認定件数について国交省に問い合わせたところ、この大臣認定を受けているものは、年間10件程度と聞いております。道内で、仮に認定ができるとしたとしても、実際に認定申請があがってくるのは、年に一件あるのかどうかという数になろうかと思っております。

このようなことを踏まえまして権限を受ける提案につきましては、手続きの軽減、事務の迅速化といったメリットには、あまり繋がらないのではないかとということ。それから、高層木造建築が可能なものにつきましては、現実には天井の高い大空間、それから耐火建

築物の一部に木造を使いたいというようなものに限定されるということです。仮に認定権限が道に移譲されたとしても高層木造建築物の建設がどんどん進むというふうには考えられないということ。

それから、申請件数は非常に少ないわりに、審査する側で、専門性が非常に高いことから組織体制の整備などのコストにかかると思われれます。以上のことから、これらの提案につきましては、建設部としては非常に受け入れ難いと考えているところでございます。

(河西副会長)

説明をありがとうございました。

ただ今事務局より説明がございましたが、委員の皆様からご意見、ご質問があればよろしくお願いたします。

非常に専門的なことなので、建築などを学んだことのない人間にはわかりづらいところがあります。

結論をいえば、建設部の考えとしては、今回の道民提案に関しては、あまりメリットはないので、権限を受けたくないというような結論だったかと思えます。

(太田委員)

お伺いしていますと、コストがかかるとか専門性が必要で、迅速に事務が図られにくいという話でした。

2 ページを拝見していますと、壁は道総研で評価可能なのですよね。

今までは、国まで審査等をお願いしていたので、なかなか時間もかかり、件数も少ないという話でした。壁に道産材を使った新しいビジネスですとか、新しい建築物が、これが権限移譲されることで増えてくるとすると、道産材の活用、過疎地域のビジネスに繋がると思えます。今の想定でも件数は増えないというお話でしたので、逆に今までここで議論をしてきたことは、移譲されると事務だけ増えて大変になるというお話が多かったのです。逆に件数が少ないのであれば、それほど手間はかからないような気がいたしますので、壁だけでも道で可能であるのであれば、これは権限移譲になるかどうかということで、是非、今後、議論をして一つでも道に移譲されるようにお話し合いと、もう少々勉強をさせていただければと、私は前向きに拝聴しました。

件数が少ないことを、逆によいことと考えて議論を続けていくべきではないか。道産材の活用で可能性が少しでもあるのであれば検討をするべきではないかと考えます。

以上です。

(河西副会長)

ありがとうございました。



な建材が使われた方が遥かに木が外側に見えて綺麗ではないかと考えております。

(河西副会長)

ただいまの建設部からのご説明に関しては、何か追加質問などはございますか。

(湯浅委員)

私は、先程の説明をお聞きしながら、何故性能評価をするところが北海道にないのだろうか。北海道で地元の木材を使って有効活用しましょうという動きは、本当にこういうことには全然当てはまらないのだろうかと単純に思いました。

今、各地で建てられている学校とか体育館、体育館は別だとお聞きしたのですが、学校は教室もあるし事務所もあるだろうなと思っていたので、そういうものは全部東京の会社がやっているというふうに捉えていいのかということ。

道総研は、一体どういうふうに思っているのだろうかとお聞きしようと思っていたら一件もないと聞いてがっかりしたのです。

正直、一般市民からいうと、これから作る家が、できれば木材の家が増えてほしいと単純に思う。私の周りを見ていても、昔のように小さな家を建てる場所は結構少なくて、皆さん家が大きいのです。だから三階建て以上といったらすごいなと、私もイメージがないのですけれども。

流れとしては、今の話と推奨している事柄とが、なんとなく矛盾して聞こえていたのです。だから、これに関しては難しいかもしれないけれども、全てにおいて道で審査して、そして許可もおりやすくなったよという流れができれば、逆にある程度は道に申請があがってきて、是非作りたいということが増えてくるのではないかと。今は、とても面倒だから無理だよと専門家の方たちは諦めているのではないかと思いつつも聞いていたのです。

その辺は、一体どうなのでしょう。この意見だけだったら難しい、それほどならぬといっても、それを上手く北海道全体のこれからの流れ、ビジネスといったらいいのか、地元の物を活かして産業にしていくというのは、実は建築だけのものにはならないだろう。

もう少し幅を広くものを考えて、ここの意見を一緒に考えられたらいいのではないかと思いました。

(河西副会長)

今の湯浅委員のご意見に対して、建設部からは何か説明はございますか。

(建設部)

木材については、耐火の認定が取れないから木材の使用が少ないということには、それほど結びつかないのではないかと私は考えております。

耐火が要求される主要構造部への木材の需要というものは、本当にあるのだろうかとい

う気はしております。木材は、建物にたくさん使うところはあります。ただ、柱とかはりなど、火災が起きたときに倒壊するような恐れがあるところに木材を使うということは、今の技術力では非常に厳しい、基準自体が非常に厳しくなっております。

先程説明しましたがけれども、耐火というものは、消火活動をしないうちに火災にならずと放置しておいて、最終的に鎮火したときにでも建物は残っているという、そういう安全性を担保するものです。基準法自体が非常に厳しい状況になっておりますので、使えるところに木材を使って、主要構造部の安全性が担保されるところには、なるべく耐火構造の物を使われたほうがいいのかという気はしております。

(太田委員)

日頃、ベンチャービジネスのご支援に身を置いている者として、例えば、北海道で邪魔者だとされていたホタテのカス、鮭の油がビックビジネスで大変注目されていて、その物の素材が必要があるのだろうかということが、逆の発想で売れているものがたくさんあります。

もし可能性があるのであれば、私どもとしては、是非議論を続けさせていただいて、ないと想像されるご意見では、私としては納得しづらいところがあります。事務作業が増えて大変申し訳ないのですが、是非、道民提案として一つでも多くあげてまいりたいと思いますので、ご協力いただけるとうれしいなと一道民として考えます。

(菊池委員)

今、お話を伺っていて、どうしてスウェーデンでは認めているのかな。

今の話とは違うのですけれども、大変ご苦勞をされているのだなということは思ったのです。おそらく、ここだけの話だと湯浅委員の言うように、おっしゃることは正しいのだろうなと思っています。

それをここで決める話なのかどうなのか。建築基準法の根幹にかかわる話なのだと思います。それこそそれが道州制特区の要件になっていくのではないかと思います。もう少し突っ込めればいいのかという気持ちがあります。

もう一つわからないことがあります。壁材に使われている単価と構造材に使われている単価は違うのではないかと思います。要するに、壁材に使われている物が安い単価で、構造材に使われている一般的な木材の単価は高いとすれば、構造材に使いたいと思うでしょう。その辺の単価の違いがあるのかないのかということも重要になってくると思います。先程の木材の振興という意味でも重要になってくると思います。

構造材に使えるのであればメリットはあるという話になるし、同じ値段だったら、おっしゃる通り壁材に使えるところに使った方がいいのではないかと思います。議論になるでしょう。

その辺も不明だと思いつつながら、わからないものであれですけれども、何故スウェーデンではやれているのか。もしかしたらこの方は、硬度材に使うことでメリットがあると思

われているのでしょうか。そここのところの理由がはっきりしないという印象を受けました。

(河西副会長)、

ありがとうございます。

建設部から今の菊池委員のご意見に関して、何故スウェーデンではそういうものが認められているのか。そういうところで説明があればお願いいたします。

(建設部)

調べようと思ったのですけれども、ネット上ではスウェーデンの建築基準というものは明確にわかりませんでした。例えば、三十数階の高層ビルを建てるという計画もあるので、日本では100%不可能だと思われませんが、どのような基準になっているかは不明です。

日本の中でも結構高層の建物で木造が使われているというものは、あることはあります。実は、五階建てまで鉄筋コンクリート造で、その上に木のホールをつくりたい。はりが木になるので、耐火構造ではないので認定が必要だということで、七階建てで一部木造を使って耐火建築物ですよといっているのは、最上階だけホール状になって集成材を使っているという一部のものになっております。

スウェーデンでどのような建物か、その辺はわかりませんが、日本の基準というものは非常に厳しい耐火基準になっているかと思えます。

(河西副会長)

私から質問をさせていただきたいのですが、先程、道総研が一部の認定をできるといってもニーズはほとんどないというお話をされておりました。

実際に道内のこういった構造材をつくっていらっしゃるメーカー、こういったものを建設する会社に、たとえば調査をしてニーズはないということなののでしょうか。それとも、申請がないからニーズはないという捉え方なののでしょうか。

もし、前者であれば本当にニーズはないのだと思うのですが、後者であれば、もっと宣伝をすとか、広報活動をして、メーカーにとってメリットはあるのだというようなこと訴えればニーズも生まれてくるのではないかと思えます。

まず、そこに関しての一点目の質問です。

二点目としては、こういったものの権限移譲を受けても、行政から見ると、たぶん手続きとか体制に関して強化しないとイケないということでコストはかかると思えます。

一方で、道内でこういったことが権限移譲をされるとメリットを受けるメーカー、建設会社が出てくると思うのです。そのあたりのマーケットの大きさは、どのくらいなのでしょう。二点目の質問に関しては、そういうようなものがわかれば教えていただきたいと思えます。

現時点でお答えいただくことが難しければ、別の機会が結構ですので、お答えいただければと思います。

(建設部)

道内のマーケットということですが、木のサッシを使ったり、内装材等については結構あります。しかし耐火の認定を取るといったところ、そういう認定を木で取ろうとするニーズはないのではないかと考えています。

壁の耐火の認定というものは、果たしてどれだけのニーズがあるのかということだと思います。木を現しにしてしまうと耐火性能は出てこないもので、恐らく耐火 1 時間の壁をすればとなると、外側に石膏ボードなどを貼ったりしなければなりませんので、果たしてそういうニーズが本当にあるのかどうかということは疑問に思います。

北総研としては、林産試験場と共同研究をして防火の壁などを研究しておりますので、そういうニーズがあれば試験をしているのではないかと考えています。ここ数年間はそういう試験をしていないということですので、どうなのかなという感じでございます。

(河西副会長)

北海道の産業の付加価値化を考えると、技術的に難しいことを解決して付加価値をつけるということは、一つの戦略だと思います。せつかくの道民提案なので、どうにか上手く道州制特区でやって産業振興に繋げていきたいと思っています。

最後の質問として、この道民の提案に関して、これを活かすような形で道州制特区に繋げていくようなアイデアは、建設部ではありますでしょうか。せつかくの提案なので、実現させたいなという思いから伺うところです。

今の時点でなければ、別の機会にご発言いただければと思いますが、いかがですか。

(建設部)

決して事務が面倒だとか、そういうことではございません。良い提案を受けながら道産で良い防火の壁材などが出てくるのであれば、私どもとしても協力をさせていただきたいと思っています。

(河西副会長)

たとえば、こういったものをつくっていらっしゃる建材メーカー等にこの委員会の事務局で聞き取りなどをしながら、本当にニーズがなかったらそれはやっても意味はないかもしれないですが、ニーズがあれば、何らかの産業振興等に繋がられるかもしれないので、そのあたりを調べていただければと思います。

(事務局)

道総研のほうで指定性能評価機関の認証を受けていますので、何らかのニーズがあつての上だと我々は考えますので、その辺を道総研、あるいは建設部とも実情をお聞きして、次回にもその結果をご報告させていただきたいと思ひます。

(菊池委員)

海外、フィンランドとかスウェーデンとかの木材王国、そういう所との基準法の違いは、どこかに行けば出ているのでしょうか。そういうことを調べてみたいなと思ひました。

(事務局)

そちらに関しても関係機関、関係部とも相談しながら、できるだけ情報を集めて次の委員会までに提示させていただきたいと思ひています。よろしくお願ひいたします。

(河西副会長)

記憶は定かではないのですが、二ヵ月、三ヵ月くらい前にNHKのクローズアップ現代という番組で木造の高層建築物というものが注目を集めていて、マーケットとして伸びるのではないかという番組を見ました。それを思い出しました。たぶん、方向性としては、この道民提案は良い提案かと思ひます。建設的な提案だと思ひますので、その辺りで色々な情報を収集して次回の委員会でご説明いただければと思ひます。

どうもありがとうございました。

それでは、引き続き事務局より2番目の審議案件について説明をお願ひいたします。

(事務局)

「北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲」について、本日、席上配布資料ということでお配りいたしました1枚物のペーパーをご覧いただきたいと思ひます。

提案された方からいただいたアイディアの内容、それに対する法令上の事実関係を今一度ご説明したいと思ひます。

いただきましたアイディアの概要が最初のところにございます。道議会議員の選挙区の設定権限を北海道に移譲し、道内の地域特性に応じた選挙区の設定を可能とするというものです。

都道府県議会議員の選挙区、それと定数につきましては、現行の法令におきまして都道府県の条例で定めることとされております。道では、その下の四角で囲っているところですが、「北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」というものがございまして、こちらの条例の中で定数104人、選挙区の数48と定めております。

つまり、現在、既に都道府県議会議員の選挙区を決める権限というものは都道府県にあると言えます。

ただし、選挙区を都道府県が決めるにあたりまして、公職選挙法の中で様々なルールが設けられております。このルールにどう対応していくのかというのが、この提案を検討していく上で論点になってくるのではないかと考えております。

特に重要となりますルール、選挙区の設定単位、強制合区、人口比例原則につきましてご説明をさせていただきます。

まず、選挙区の設定単位です。これは、公職選挙法第 15 条第 1 項に規定されております。都道府県の議会議員の選挙区は、郡・市の区域によるというものです。郡・市の区域とされておりますが、北海道につきましては、振興局、以前の支庁でございますけれども、振興局を郡とすることとされております。従いまして北海道の場合は、何々郡選挙区というものはございません。振興局単位でございます。例えば、十勝総合振興局所管区域選挙区などという形で設けられております。

さらに、政令指定都市につきましては、北海道でいいますと札幌市だけですけれども、区を市とみなすこととされております。従いまして札幌市選挙区というものはございません。札幌市中央区選挙区、北区選挙区という区分で選挙区が設けられております。これが一つ目のルールでございます。

続いて強制合区というルールがございます。公職選挙法第 15 条第 2 項の規定が前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合わせて一選挙区を設けなければならない。端的にいいますと、人口の少ない選挙区は他の選挙区と統合してくださいという内容です。これを、具体例を交えてご説明させていただきます。

資料 4 の 2 ページをご覧くださいと思います。一番上に、「強制合区について」と記載しております。まず、第 15 条第 2 項の規定のところを下線を引いている部分です。当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数とあります。これを具体的に示しましたものが、その下に・印で記載したものです。当該都道府県の人口は、直近の国勢調査の人口によることとされておまして、直近は、平成 22 年の国勢調査の人口です。北海道の人口は、5,506,419 人です。これを、北海道の議会議員の定数 104 人で割ります。割りましたら、52,946 人となります。これが、道議会議員一人当たりの道民の数ということになります。

今一度、第 15 条第 2 項に戻りますけれども、この 52,946 人の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市と合わせて一選挙区を設けるということです。この 52,946 人の半数、26,473 人に達しない選挙区は、隣接する他の振興局ですとか市の区域と合わせて一つの選挙区を設けなければならないという強制合区というルールがございます。これが二つ目のポイントとして抑えておきたいルールでございます。

次に三つ目のルールといたしまして、席上配布資料に戻っていただきたいと思います。一番下の人口比例原則、公職選挙法第 15 条第 8 項です。各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。人口に比

例して議員の数を決めてくださいという非常に基本的な、当たり前といえば当たりのルールであります。ただ、人口が集中している都市部に定数が集中してしまうということに繋がってまいります。

そうしたことを考慮しまして、第 15 条第 8 項の後段、ただし書き以降ですが、特別の事情があるときは、概ね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができると規定しております。いわば、一定程度の裁量権を認めているという規定でございます。

以上の三点が選挙区設定権限の提案を検討していくにあたりまして特にポイントとなる三つのルールでございます。

これを踏まえまして、資料 4 の 1 ページをご覧くださいます。都道府県議会議員の選挙区設定制度の改正要望の比較というペーパーです。

左側に区分という欄がございます。選挙区の設定制度の改正につきまして全国都道府県議会議長会ですとか、道議会もそうですけれども、改正の要望を出しております。さらに、選挙区設定制度に関する公職選挙法の改正案が、今年 6 月に衆議院に提出されております。来週 15 日から開会が予定されております臨時国会におきまして審議の予定だと聞いているところです。

この公職選挙法の改正案と全国都道府県議会議長会が平成 25 年 4 月に国会議員に要請した内容というものは、基本的に似ております。その改正の内容は、「主な改正内容」という欄です。現行制度では、「選挙区は、郡と市の区域によります」という部分を改正案では、郡という区分を撤廃しまして、選挙区は、①市、②市+市と隣接する町村という組み合わせ、③隣接する町村という組み合わせ。こういう三つのパターンを基本として条例で定めることとはどうかという内容の改正案です。郡というものは、現在生活上も行政上も実質的に機能しているとは言い難い。郡を選挙区の設定単位とする合理性が乏しくなっているのではないかということ踏まえての改正でございます。

このことから郡というエリアに縛られず、市と町村、あるいは町村同士という組み合わせを可能にするという内容であります。

ただし、※印のところですが、郡は撤廃しますけれども、人口比例原則、強制合区のルールは残すとしております。つまり、完全にフリーにするのではなく、地域の代表を確保と人口比例というものを調和させながら選挙区を決めていこうという部分を残しております。

この場合の問題点としては、右側になりますが、人口比例原則は維持されるということになりますと、議員定数が都市部に集中するという問題を解消するには至りません。北海道でいいますと、札幌市に議員定数が集中するという、現在も集中しているのですが、その状況は変わるものではないということが想定されます。

この公職選挙法改正案と全国都道府県議会議長会の要請に対しまして今度は、下の方、北海道議会が今年 3 月に総務省と自民党に要請した内容でございます。こちらは、上の方の公職選挙法改正案などよりもさらに踏み込んだ内容になっております。

主な改正内容の○印、定数配分にあたっては、人口比例を基礎としながらも、このあと

が踏み込んでいるところですが、**「選挙区内の面積や自治体数を考慮することができる仕組みの導入や政令市等の定数配分の在り方を見直す」**という要望をしております。

北海道は、面積が広大です。そして、人口密度の低い地域が大部分を占めます。そうした地域からの代表を確保するという観点から、面積ですとか自治体数というものを考慮して選挙区を設定できるような仕組みを導入するよう求めています。

また、後段に政令市の定数配分の在り方の見直しがあります。政令市といいますのは、札幌市ですが、他の都市部に比べまして多くの事務・権限を有しております。都道府県を介さずに直接国とやり取る面は少なくありません。つまり、ある意味、都道府県と同列の立場、同列の扱いになっている場合が少なくないわけです。

そうした実態を考えますと、政令市も他も市町村と一緒にして単純に人口比例原則を当てはめてよろしいのかという部分も中には含んでいるのかなと考えられます。

そして、もう一つの〇印、郡市の区域による選挙区の設定ルールを廃止するとともに、**配当基数が0.5未満であっても、一選挙区を維持できるよう制度を改正する**ということを求めています。ここで、**配当基数**という文言が出てまいりました。

配当基数についてご説明させていただきます。資料4の2ページ目をご覧ください。

下の方に「配当基数について」とあります。配当基数とは、各選挙区の人口を議員一人当たり人口で除した値をいいます。とともに、選挙区の定数を決める目安となる値でございます。

具体例としまして、千歳市がございます。千歳市の選挙区の人口は、**93,604**人です。これを、道議会議員一人当たりの人口**52,946**人で割りますと、**1.7679**となります。これが配当基数といわれるものです。**1.7679**ですと、定数を**2**とするか、あるいは**1**とするのが妥当ということになります。現実的には、千歳市の定数は、**1**となっております。

同じく留萌市の選挙区です。留萌市の選挙区の人口は、**24,457**人です。これを道議会議員一人当たりの人口**52,946**人で割りますと、配当基数は**0.4619**となります。この場合、いわば**0.5**を切るというパターンでございます。これは、公職選挙法で特例が認められておりまして、実は、留萌市は選挙区を持っております。これにつきまして、詳しい説明は提案と直接関係がないので割愛いたしますけれども、道内の定数**1**という選挙区で、一番配当基数の高いのは千歳市で、一番低いのが留萌市なのです。千歳市の選挙区の人口は、**93,000**で1人区、留萌市は**24,000**で1人区。ここの人口の差は、約**3.8**倍ございます。これが、いわゆる**1**票の格差と呼ばれるものであります。この点をどう考えていくのかというのが北海道議会の提案と関係してくるわけですが、道議会で要望しているものにつきましては、1ページ目の表に戻っていただきたいのですが、効果という面では、人口減少地域からの地域代表が確保されるということで、幅広く民意や地域の課題を把握できるようになること。地域間における議員数の偏在を抑制することが可能となります。

その一方、右側の問題点です。完全にフリーになった場合、地方の人口密度の低いところにも議員数を当てますとなった場合には、**1**票の格差が拡大する場合があります。**1**票の

格差というのは、憲法上の問題でございますので、この扱いについては、相当な配慮が必要になってくるものと考えられます。

以上。都道府県議会議長会と北海道議会の要望、公職選挙法改正案を比較してみました。

この提案をされた方のアイデアなのですけれども、「選挙区の設定権限を北海道に移譲して、地域の特性に応じた選挙区の設定を可能とする」というものでございまして、具体のことは触れていません。たとえば、郡と市の区域の制限をどうするとか、人口比例ですとか、強制合区をどうしてごさいということには触れていないのです。この点につきましては、本委員会においてどういう形で提案検討していくのかを調整していくことになるのではないかと考えております。

なお、平成 25 年に道議会から改正要望を行っております。これは、次の統一地方選挙、平成 27 年 4 月に実施されるであろう統一地方選挙に適用させることを見据えて、今年に要望をあげたという経緯がございます。

先程もお話ししましたけれども、来週開会予定の臨時国会におきましても審議される予定です。これも、平成 27 年 4 月の統一地方選挙というものを見据えてのものであるというふうに考えられます。

以上、こうした点を踏まえましてご審議をお願いできればと思います。

(河西副会長)

今回の委員会に道民の方から提案があったのは、分厚い資料の 11 ページと 12 ページのところ。一つ目が 11 ページに書いてある北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲というものと、12 ページの都道府県議会議員の選挙区の決定権限の移譲の二本ということです。

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問があればよろしくお願いたします。

(太田委員)

選挙に関しては、全くよくわかりません。これが道民の方の多くの意見で、だから何が変わるのかという意見が大半だと思うのです。

基本的に道議会議員の皆さんというのは、私どもが選出しておやりいただいておりますので、お考えのことというのは、必ずや道民のためになることという前提で考えた場合に、こういったご提案があることは必ずや道民には良いことがあるのではないかと思いますので、是非審議を続けていきたいということが一点。

北海道は、過疎の先進地という不名誉なことを言われていますので、他の都府県と違った進め方も必要でしょう。拝見してしましても札幌におきまして選挙に興味のない者にとっては、本当にピンとはこないのです。なので、是非お二人（菊池委員、湯浅委員）の意見を伺って、もう一度考えさせていただきたいと思うのです。ただ選挙を見てしましても、北海道は大変広い地域を、1 人区という大変いびつなものがあるという感じはしていました

ので、議会議員の方たちは私どもが選出しましたので、必ずや良い方向に行くのではないかと期待して、是非この審議を続けていきたいと思えます。

まず、お二人の意見を聞きたいと思えました。

(湯浅委員)

いくつか意見を思いました。

説明を聞いていて、本当に今回の提案はすごくいいなと思えます。

本当に北海道と本州とは、地域性も人口も、色々なものが違ってきているので、これこそ北海道が自分たちで決めていかなければいけない問題だと思え、とても良い提案だと思っていて見えました。

お話を聞いていたら、議長会も議会も色々な形で提案している。逆に、正直細かなところで提案されると、今までの事例を見ていると絶対に待たがかかる。できれば、権限を移譲するということでこのアイデアをそのままストレートに出して、それでも不安だから説得力のある意見として色々な資料をつけていかなければいけないということで、今の説明があった細かなところが生きてくるのではないかと思うのです。

第一は、550万という人口は、北海道全体ですよ。地方に住んでいると思うのですけれども、選挙権のある人口で分けられてないという、それは不思議な分け方だと思えて感じたことです。

投票に行く人の割合は、田舎は高いと思えます。そういう人たちの声が議員の格差が出てきているということにどう生きてくるのだろうかということに不思議な疑問を持っていました。

今、52,946人の半数26,473人という数字が出てきています。これに満たない振興局というものは、今現在北海道にはいくつあるのか。その辺の数字を抑えた中で提案すると説得力が増すかなと思えました。

(河西副会長)

ありがとうございました。

現時点で湯浅委員の質問に関して、答えられるものは答えていただければと思えます。

(事務局)

振興局で一番少ないのは、檜山です。5万人を切りますが、26,000よりは多いということでございます。ですから一人選挙区に立てます。

ただ、市ということに立てられるのですけれども、26,000を下回る市というのは、北海道の中には結構あります。

(事務局)

振興局なのですけれども、52,000 を割っているところは、いくつかあります。0.5 という配当基数、半数の 26,000 を割っている振興局はございません。

なお、石狩振興局は、都市を除くと、当別町と新篠津村の 2 つの町村でございまして、人口は大体 22,000 人ぐらいです。

こちらは、隣接している石狩市と強制合区という形で一つの選挙区を設けております。

市では、26,000 人を下回るところがかなり数がございます、いわゆる強制合区というものに適用されています。たとえば、上川管内では士別市と富良野市が 0.5 を切っており、上川総合振興局の選挙区に士別市も富良野市も入っている状態です。

空知管内も同じような状況がございます。空知総合振興局選挙区というところに夕張市、芦別市、赤平市、三笠市など、いくつかの市が一緒になって一つの選挙区をつくっているという実態がございます。

(菊池委員)

どうもありがとうございます。はじめてこういうことがわかりました。

今の話の中で地域性を活かしたということは、非常に重要なことなのだと思うのですが、地域性を活かした、もう一歩進めて地域性を活かした正しさというのは何によるものかなということがわかりにくくなるだろうなということの心配がありました。

今の三笠、赤平の話でいうと、産炭地の意見が道議会の中にどういうふうに反映されているのか。農村集落であれば、酪農地帯は牛が多くて、人が少ないという状況であれば、酪農地帯の意見をどういうふうに反映するかということ視野に入れていくとすれば、随分恣意的な選挙区になってしまうなという気がしました。

一番安全なところで人口割りというところはあるのでしょうか。それを、さらに改善していこうとしたときに、何をもって区割りをしていくのかという次のところが心配になりました。

こういうようなことが民主主義の基本になっているのかと勉強になりました。ありがとうございます。

(河西副会長)

今回の道民提案が、この選挙区の設定権限に関して都道府県に移譲してほしい、北海道に移譲してほしいということなので、今の菊池委員の懸念に関しては次の段階の話ということですね。

委員の皆さん、全てこの提案に関しては、今後も検討していきたいというご意見だと思います。私も、自治の基本的な原則として、その地域のことはその地域に住んでいる住民の方々が決定していく。その原則からすれば、こういった選挙区は非常に重要な決定権を我々北海道が持つべきだと思っております。今後も検討を続けていきたいと思っております。

では、今後検討をしていくということで継続審議とさせていただきます。

3番目の案件に関して事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

続きましての案件は、鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務についてというものでございます。資料5に基づきましてご説明をいたします。

本日は、道庁で鳥獣保護法に関する事務を担当しております環境生活部の方に来ていただいております。まず、私から本件に関わりますこれまでの経過をご説明いたしまして、引き続き環境生活部から事務の詳細についてご説明します。

鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務につきましては、昨年の秋から検討を始めまして、その旨この委員会におきましても報告してまいりましたが、事務の詳細につきましてはこれまで説明を行っておりませんでした。具体の審議に至らないまま、今年5月に検討を保留するという扱いになっていたところです。

危険猟法の許可につきましては、資料5の1ページ目、一番上のところです。平成18年12月道州制特区推進法制定時に移譲された事務の一つでございました。鳥獣保護法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可というものです。

ここでポイントとなりますのは、「麻酔薬の使用」というところです。危険猟法といいますが、麻酔薬の使用以外にもございます。たとえば、爆発物を使用した捕獲、劇薬、あるいは毒薬といったものを用いた捕獲もございます。その中で麻酔薬の使用のみが移譲されたという状況でございました。

この点に関しまして、道民の方や国から、いくつかのご意見をいただきました。それが、資料の次のところです。平成24年1月の道州制特区計画の更新時のパブリックコメントにおきまして、「これまで移譲された事務は、事務の一部や特定分野に限定されており、大きなメリットにはつながっていない。道で一元的に事務処理ができるようにすることが必要である。」というご意見をいただきました。

平成24年2月の部分です。国による道州制特区基本方針の計画期間満了時の評価におきましても、「権限の移譲が一部にとどまる場合は、国と道へそれぞれ申請が必要となる場合があるなど、二重行政は解消されない」とされました。

こうした意見を踏まえまして、平成24年3月に更新しました道州制特区計画の中で既に移譲を受けた事務について、更なる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲について検討を進めるという文言を盛り込んだところでございます。

このような経過から、昨年の秋以降、鳥獣保護法の危険猟法の一つであります麻酔薬の使用と類似する事務について移譲できないかと検討を進めてきたところであります。

この類似事務は、具体的には■印が三つ並んでおります。絶滅の恐れのある希少鳥獣の捕獲、かすみ網を用いた捕獲、爆発物・劇薬・毒薬を用いた捕獲という三点でございます。

これら類似事務の詳細、移譲を受けることに対しての部としての考え方は、環境生活部から説明をお願いしたいと思います。

(環境生活部生物多様性保全課)

環境生活部生物多様性保全課というセクションがございます。昨年までは、自然環境課と申しておりました。今年からは生物多様性保全課と名前を変えましたので、それも含めでご承知おきいただきたいと思います。

私のほうから今説明のあった三つの類似事務についての検討と考え方の整理をしたものについて説明をしたいと思います。

説明につきましては、それぞれのページを、一つずつを説明させていただきたいと思います。

3 ページ、絶滅の恐れのある希少鳥獣の捕獲ということです。希少鳥獣という言葉が出てまいります。これは、環境省が定めたものでございます。生息数が極めて少ない。または、ここには書いておりませんが、ある一定の場所にしか生息していないもの。そうしたものを環境省が、特に保護を図る必要があるものとして、自ら指定したものを指します。それを希少鳥獣と申します。

それが、道内においては、表にありますようなものが主なものでございます。鳥でいえば、タンチョウやシマフクロウ・オジロワシ・オオワシなどの猛禽類。そのほかにキツツキですけれどもクマガラ。獣類といたしましては、昨今、新聞等を賑わせております襟裳のゼニガタアザラシであるとか、トウキョウトガリネズミという珍しいネズミ、コウモリ類といったものが獣類では指定をされております。

こうしたものについて、その捕獲の許可を移譲してはどうかというふうな提案でございます。それについての考え方につきましては、四角囲みでまとめております。

この希少鳥獣というのは、希少という名前がついている以上、何らかの保護管理施策というものを同時に行わなければなりません。単に捕獲許可だけでコントロールできるといったようなものではなくて、ある見通しを立てて調査、タンチョウでいったら給餌といったような保護管理施策を同時並行して進めていかなければならないということです。

従って、残念ながら捕獲の許可だけを道に移したとしても、一体的な管理というものは難しいであろう。一体的な管理がないということは、絶滅に繋がって、道民にとってはマイナスであるといったような考え方の整理をさせていただきました。

残念ながら、希少鳥獣に関わる知見等につきましては、私どもが国にかなうことはありません。これまでの調査とか、そういった検討、少なくとも希少鳥獣を定める段階では、国が自ら希少である理由を定めております。

そうしたことにおいては、道がそれを越えるといった知見を持ち合わせていないこともありまして、国が自ら保護しますと言っている希少鳥獣につきましては、捕獲許可頭数の管理も含めて、一体的に国がやるべきだろうというふうなことで考えをまとめております。

さらには、なかには広域的に届けを越えて移動するものもございます。こうしたものにつきましては、なかなか北海道以外のものについて私どもが調査を行うといったことでは

きません。こうしたことにつきましても、やはり国レベルで希少鳥獣とうたわれたものについては国に管理をお任せするべきだろうというようなことで考え方をまとめてあります。

なお、付け足しで・印の三つ目ですが、許可権限が移譲された場合、もし移譲されたことを想定いたしました場合は、何頭まで捕ってもいいというボーダーライン等を定めなければなりません。それは、許可要領で定めているわけです。先程申しました通り国の基準をもらう。情けないのですけれども、もらうといったようなやり方は考えられるわけですが、時代と共に見直しをしていかなければなりません。昨今国では、RDB、レッドデータブックという言葉をお聞きになったことはありますでしょうか。その見直しでRDBから外す。つまり一般種に落とすといったような見直しをしております。これは、膨大な調査等の作業を経て、時代時代で検討していく。一度これに入れてしまったからそれは動かしませんということではなくて、何年か経ったら見直しをしていかなければならないというふうなことになるのです。そうしたものにつきましても、科学的データに基づく必要はもちろんございまして、そのためには、捕獲許可を司っている道が調査をしなければいけないのですけれども、先程もいったように環境省が定める希少種について全部調査を行うということは、非常に難しいと思われまます。

先程もご指摘がありました。労力や予算面といったものは、膨大に必要になってくるということがございます。今すぐ移譲といったものは、なかなか困難であるといったような結論にならざるを得ないというところでございます。

二つ目は、かすみ網を用いた捕獲の権限を移譲してほしいということです。そもそもかすみ網とは何だという話です。かすみ網は、使ってはならない道具です。これを使う場合に許可があれば使えるということです。

そこに書いてありますように形は、杭を立てて垂直に網を張るといったものです。なぜかすみ網かという名前の由来にも関わってくるのですが、細い暗系色の繊維で目は細かくできています。遠目で見ますと、人間の目はもちろんなのですが、鳥も見えなくなる可能性が高い網です。ですから、網が張ってあることをわからずに鳥がぶつかって、そこに絡まってしまうということで、捕獲効果は非常に高い。十把一絡げで捕ってしまうような網です。

昭和25年の経緯のところですが、かすみ網を使用した鳥獣の捕獲は禁止されました。捕りすぎる、危険すぎる。捕りすぎてしまって、まずいといったようなことで、かすみ網を使用した猟法は禁止になりました。

ところが、その後、違法に張られたかすみ網が全国に散見いたしました。そこで国は、平成3年に、現場で使用することを禁止するだけでなく、所持・販売・頒布までを禁止しよう。そこまで監視しようということで法律を追加いたしました。それに基づきましてかすみ網を、現場で張ることはもちろんですが、持つこともだめというものによって変わっております。

それを実際に国はどうしているかということなのですが、5ページに書いてあります。

唯一かすみ網を使って鳥獣を捕獲することが許されるのは、学術研究だけです。学術研究は、大まかに二つに分類されます。環境省が自ら行う標識調査なるものです。これは、網にかかった鳥に足輪を付けて放します。それが、どこかで確認された場合には、あそこで付けた足輪だということがわかりますので、移動距離や年齢といったものがわかってまいります。そうしたことを目的に標識調査を、常に、恒常的に環境省はやっております。これには、そこに生息する鳥獣、鳥を網羅的に把握する必要があるものですから、かすみ網がいいだろう。ただ、そこには人が張り付いて、もちろん死なないうちに標識、足輪をつけて放してやる。こうしたもののみ許されるという猟でございます。

そういう意味では、環境省は許可をするに当たっては、販売者、あるいは製造者なるものを追及します。誰のところから買うのか、どこから買ったのかということも全部追及いたしましてルートがわかるようになっております。そのノウハウは、既に確立されておりまして、そうしたものも、結局道が移譲する場合になったときに国レベルで全国的に動いているものですから、その一部分のみをもらってしまうと、結局は環境省に聞かなければいけないということになってしまうのです。これでは、先程の二重の許可といったものの抜本的な解決にはならないだろうということがあります。

特に、道外の業者であった場合などは、私どもが直接その業者を特定することはなかなか困難な作業になります。また、非効率な作業になると思われれます。

ということで、今、国が運用しているやり方の一部をもらってまでかすみ網をやる必要はないのかなと考えてございます。

三つ目です。これが類似業務の一番類似的な業務になります。爆発物・劇薬・毒薬を用いた捕獲ということです。このうちの劇薬の一部をいただいております。これは、何をいただいているかということ、経緯の(1) 塩酸ケタミン・塩酸メデトミジン・塩酸キシラジンという麻酔薬でございます。

これをどのように使っているかということです。(2) に道における危険猟法の捕獲許可件数というものが出ております。鹿が市街地に出た場合には、銃器は使えません。なので吹き矢等で一旦麻酔をかけて、それで山の中に持って行って放します。そうしたことに使えます。これを国からもらうことによって、これは一刻を争います。出たらすぐに何かを考えなければいけないものですから、ゆったりと国に申請して、1週間待つということは到底できません。その迅速性を保つためには、非常に助かっています。

リスクマネジメントと呼んでいいのかわかりませんが、市内に鹿が出たときの対策の一つとして加わったという面では、非常にありがたいです。

他はどうなのかということです。他の爆発物・劇薬・毒薬とはどんなものがあるのかということが書いてあります。

爆発物、ダイナマイト等。劇薬につきましては、先程の麻酔薬を除けば、発煙硫酸とか塩酸、クロロホルムというものがあります。毒薬といたしましては、黄燐・砒素・青酸カリ、これを使えば確実に野生の鳥獣は捕殺できるだろう。ただ、こうした形で捕殺

する必要性は、私どもは感じておりません。

ですから、この方法を用いた捕獲の権限をもらったとしても使うつもりはないというふうに思いますし、使わせてはいけないのではないかと考えています。

ちなみに環境省にこの方法を使つての例はありますかと聞いたところ、ないと。その上、これを許可する場合の基準はありますかとお聞きしたところ、ないということです。これを許可する場合の基準は、本当に作りにくいのではないかと考えています。最後の抑えとして法律には乗っかっているけれども、実際にこれを使うことは、私どもとしても想定していないということから、これは権限をもらったとしても使う場面は想定していないということが必要はないのかなと考えています。

以上です。

(河西副会長)

ありがとうございました。

結論としては、今回鳥獣保護法に係る危険猟法の類似事務についての三つに関しては、道としては権限を移譲してもらわなくて結構というようなことでした。

それでは、委員の皆さんからご意見・ご質問があればお願いいたします。

(湯浅委員)

とても丁寧な説明でよくわかりました。これで納得しない人はいないと思うのですが、逆に何のメリットがあって道に一元的に事務処理をしようという提案が出たのかを知りたいです。

他にも理由があつてそうなのかなと思うので、別の視点の話を聞かせていただければと思います。

(事務局)

道民の方からの提案ということではなくて、道州制特区法で麻酔薬の関係の権限が道に移譲されてきました。計画更新時の点検のときに、要は、危険猟法は他にもあるのだけれども麻酔薬だけ道にある。それ以外の爆発物・劇薬・毒薬は、相変わらず国がやっているというところで、一元的にはなっていないことは事実なのです。実際のニーズがあるかどうかは別にして、そういう意味で一元的に処理をしたほうがいいのではないかという観点でパブリックコメントがあつたり国の指摘があつたということなのです。

道民のニーズに基づいてということとは違う、形式論といいますか、そういう観点からの問題提起ということです。

本来、危険猟法であれば一つのところで、一カ所で麻酔薬も毒物も爆発物もやったほうがいいのではないかという形式的な見方からの検討ということでございます。

(菊池委員)

大変丁寧な説明でした。私の前職はコンサルタント会社で環境調査を担当する部署の部長をやっておりました。そういう意味では、非常にそうだよなということを思いました。

もっと大きな視点でいうと、ゼニガタアザラシは、道の資産というよりは国民であったり世界の資産であるということが、環境資源に対する今の考え方ではないかと思うのです。それを道に権限移譲するということは、逆行するのかなということを思っていました。

湯浅さんと同じことを、何の目的があるのかなということを考えながらいたのですが、解決できましたので異論はないと思います。

(河西副会長)

太田委員からは、よろしいですか。

私もお二人の委員と同じ考えなので、この案件に関しましては、こちらの委員会では議論を終えて、今後は議論をしないということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ただいまの分野別審議全体を通してのご意見、ご質問はございますか。

特にないようであれば、これで分野別審議を終了いたします。

事務局におかれましては、ただいまの審議結果を踏まえて次回の委員会に向けた準備等をお願いいたします。

それでは、議事 2 の (3) ということで、次第にあるとおり二つの項目についての整理案の審議に入りたいと思います。

整理案というのは、この委員会で分野別審議等を経て答申が適当と判断した項目について答申案を決定する一つ手前の段階として答申案の最終形を整理していく過程となりますので、審議をよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から整理案の一つ目、「第 3 種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲」について説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料 6 に基づき第 3 種旅行業の関係を説明いたします。

この案件につきましては、本年 5 月 16 日、第 52 回の委員会におきまして一度委員の皆様方に整理案という形でご審議いただき、本日お出ししています資料は、ほとんどその時の内容と変わっておりません。

一部修正をしておりますことをご報告したいと思います。

開いていただきまして 1 ページ目、2 ページ目に着地型旅行商品の後ろに朱書きで抹消している部分がございます。

第 52 回の委員会におきまして、この部分の着地型旅行商品につきましては、2 ページの ※注 2 というところに定義、説明がある。そういう意味では、オプションルツアーという

表現は非常に誤解をまねく、わかりづらいということもございます。この点につきまして三カ所をご意見のとおり削除させていただくということをお願いしたいと思います。

もう一点は、7ページをご覧ください。前は、資料として別立てで1枚付けておりました。今回は整理案の中に説明書として加えさせていただきました。

5月の段階で急ぎよ、一般社団法人全国旅行業協会（ANTA）北海道支部から反対のご意見が出てまいりました。

この際に、この委員会において、これは機関決定なのか、正式な組織としての反対なのかということの色々にご質問をいただきました。今一度、私から直接事務局長にご確認をいたしました。これにつきましては、そういった組織決定があったということではない、機関決定のあったものではないということで確認をしております。この委員会におきまして、そういう決定がなければ、正式な反対論として受け取れないのではないかとご意見がありましたので、そういう審議があったことについてお伝えしました。同北海道支部の総会なども近い時期だったものですから、そういった何かの機会、理事会などそういったもので諮る機会があれば、一度、議論をされまして、正式に機関決定した上での反対意見をお出しいただければという申し入れをいたしました。

結論をいいますと、その後は特に連絡はないという状況でございます。

これについては報告ということでよろしくをお願いしたいと思います。

（河西副会長）

ありがとうございました。

ただいま二つの説明がございましたが、質問・意見があればよろしく願いいたします。

一点目は、着地型旅行に関してオプションルツアーというところを注釈ということで付けましたが、ちゃんと定義があったので、そこを削除したということ。

もう一つは、第3種旅行業の問題に関して反対意見が出された団体の機関決定というもののは確認されなかったという報告でした。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

続いて二つ目の整理案、商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化について説明をお願いいたします。

（事務局）

資料7でございます。

開いていただきまして、1ページのポンチ絵にそった形でご覧いただければと思います。

この案件は、先程の鳥獣保護法と同じように移譲4事務の関連ということで、そもそも現状のところになりますけれども、商工会議所法に基づく定款変更の認可事務というものが平成18年の道州制特区推進法が制定された際に、既に国から道へ権限移譲されているも

のでございます。

ただ、定款記載事項というものは 20 項目ありますけれども、2 ページに 20 項目を表立てて書いております。あとでご確認いただければと思います。

このうち、依然、4 項目だけが国の出先機関であります北海道経産局に所管が残ったまま、つまり道への事務移譲が一部に留まったという状況が現状になっております。そのために、いわゆる定款変更にかかる申請窓口が、案件によっては国と道と二つに分かれてしまっておりまして、それぞれ申請が必要なケースもあり得るということです。

いわゆる迅速な手続きという点で課題があるのではないかということについては、先程鳥獣保護法のところでも説明しましたが、国の計画期間満了時の評価の知見でありますとか、道州制特区計画の更新時のパブリックコメントとか道民からのご意見ということで、そういった課題についてその時点で指摘をされております。

道といたしましても、更なる利便性の向上を図るということで、関連事務について検討を進めるために昨年 12 月になりますけれども、この委員会でも移譲済み 4 事務関連項目の一つとして検討項目にあげさせていただいたところがございます。また、特区計画にもさらなる権限移譲について求めていくことについて盛り込ませていただいているという状況でございます。

権限移譲による目指す姿は、現在も国に残っている四つの定款記載事項、「事業に係る事項」「会員の資格に係る事項」「役員に係る事項」「議員に係る事項」の四つにつきまして変更の認可事務権限を道に移譲してもらうことによりまして、商工会議所の定款変更に係る事務については、道が一元的に所管できるようにするという状況を作りまして、本道において申請者により身近な道の方が、国より道の方が身近なものですから、道が事務を行うことで更なる利便性の向上と連携の強化が図られるという一番下に書いてありますような効果を期待するものでございます。

本件につきましては、先程言いましたとおり、移譲 4 事務ということで、既に道州制特区計画を審議していただくときに更なる権限移譲を求めていくということにつきましてご審議いただいて、一部を盛り込ませていただいているという経過もございました。いわゆる、分野別審議に相当するような細かい議論はしておりませんが、内容は比較的単純だということ。また、事務局によって関係部と庁内調整ということで水面下に進めさせていただきましてけれども、そういったものが整ったというこの時期になりまして、唐突ではございますが整理案という形で本日の委員会でお諮りするということでございます。

以上でございます。

(河西副会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に関しましてご意見・ご質問はございますでしょうか。

この商工会議所の権限移譲に関しては、今回の整理案で商工会議所の定款変更に関わる

権限は、全て道でできるということで、非常に利便性は高いという話は以前の委員会であったかと思えます。

この整理案でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、この整理案で今後お願いするということで、よろしくお願いいたします。

最後の議題ですが、その他ということで事務局から何かございますか。

(事務局)

「その他」ということですが、次回委員会の開催日程等につきまして委員の皆様にお知らせしているところです。改めてこの場でお伝えさせていただきたいと思えます。

次回の委員会は、10月31日、木曜日の15時から第二水産ビルの三階、3G会議室において開催を予定しております。

なお、今回は、現在の委員の皆様任期上、最後の委員会開催となりますことから、大変お忙しい時期かと思えますが、是非ともご出席をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(河西副会長)

次回、10月31日が最後の委員会となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、他の委員の皆様から何かございますか。

(太田委員)

皆さんで、何とか四つ出せそうで、ほっとしております。

昨年より参加しているのですが、ここで絞り出してしまうと来期は、かなり苦勞をしそうだなと新人ながら思っております。日々、何か特区提案できないかということを意識しながら毎日を過ごしていかなければならないと肝に銘じております。

とりあえず良かったということで締めくりたいと思っております。

(河西副会長)

次回が最後ですので、次回もよろしくお願いいたします。

それでは、特になければこれで終了させていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。